

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、トリクロロエチレンの排水基準ならびに地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準が改正されます。

【改正内容】

トリクロロエチレンの排水および地下水の浄化基準の見直し

| 基準内容 | 基準値(改正後) | 基準値(現行) |
|------|----------|----------|
| 排水基準 | 0.1mg/L | 0.3mg/L |
| 浄化基準 | 0.01mg/L | 0.03mg/L |

【スケジュール】

公布日 平成27年 9月18日

施行日 平成27年10月21日

水質汚濁防止法に関する各種水質分析についてのお問い合わせは
下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 池田博一、入野一人

営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 改正の背景

行政上の政策目標であるトリクロロエチレンの環境基準(健康項目)が平成26年11月17日に強化(0.03mg/L→0.01mg/L)されました。これを受け、環境基準の維持・達成を図るために、水質汚濁防止法の排水基準等の見直しについて、中央環境審議会での答申を踏まえたものです。

2. 適用猶予

- 1) 施行期日以降、新たに特定事業場となる場合

====>直ちに適用

- 2) 既設の特定事業場(設置工事をしているものを含む)

====>平成28年4月20日までは現行の基準値を適用

- 3) 水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場

====>平成28年10月20日までは現行の基準値を適用

3. 罰則

次のとおり罰則が規定されています。(関連項目について抜粋)

- 1) 地下水の水質の浄化に係る措置命令等に違反した場合(水質汚濁防止法30条)

====>1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 2) 排水基準に違反した場合(水質汚濁防止法31条)

====>6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金(ただし、過失で排水基準違反をした場合は3ヶ月以下の禁錮又は30万円以下の罰金)

行為者のみではなく法人に対しても罰金が科せられます。(水質汚濁防止法34条)